

2020年  
4月6日号

## 新型コロナウイルス流行に伴う危機が紛争実務に与える影響

執筆者: 弘中 聡浩

### 1 はじめに

2020年4月1日現在、新型コロナウイルス(COVID-19)の急速な流行と、これを阻止しようという各国政府及び地方自治体の対応に伴い、企業の正常な事業活動が困難な状況となっています。企業の従業員は自宅での執務を余儀なくされ、通常の業務に従事できる人員も減り、海外はもちろん国内でも対面のミーティングを設定することすら困難な状況となっています。新型コロナウイルスの持込みを阻止するための水際対策のため国境を跨ぐ人の往来には厳しい制約が課されるようになってきました。このような状況は、ビジネスのあらゆる分野に大きな影響を及ぼしていますが、訴訟・仲裁・紛争の分野にはどのような影響があるのでしょうか。また、これについて企業としてはどのような対策を取るべきでしょうか。訴訟・仲裁・紛争の分野に関する影響と対策をまとめてみました。

### 2 契約関係紛争

新型コロナウイルスの流行に伴う各種のビジネス上の制約や経営環境の悪化のため、契約上の義務の履行が困難になり、債権者との間で契約上の義務の履行に関する再交渉や、場合によっては債務不履行責任が問題となることが考えられます。今後、事情変更の法理に基づく解約・契約内容の変更や、契約交渉中であった事案の契約交渉の破棄に関する責任追及の紛争も予想されるようです。

契約に関する各種問題の対応は、まずは契約書の契約条項の文言が検討の出発点となりますので、紛争が予想される分野に関しては、この機会に予め規定を見直しておくべきと考えられます。継続的取引の分野で長年取引が継続しているような場合、契約書の所在が不明となっていたり(組織再編が繰り返されているような場合には特に注意が必要です。)、契約書が作成されていない、あるいは契約書に署名・捺印したつもりになっていたが実は署名・捺印されていなかった、ということもありますので、この機

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士との適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

会に特に重要な取引については署名・捺印された最終版の契約書の所在を確認しておくことも必要と考えられます。

2020年4月1日に改正民法が施行され、契約の債務不履行解除には債務者の帰責事由は不要とされることになりましたが<sup>1</sup>、民法改正施行日前に締結された契約については旧法が適用されますので、その限りでは、債務不履行解除に当たり債務者の帰責事由を不要とした民法改正の施行は影響はありません<sup>2</sup>。新法・旧法問わず、金銭債務については、債務不履行に基づく損害賠償について不可抗力は抗弁とできないとされていることには留意が必要です<sup>3</sup>。

紛争の解決を目指して行われていた交渉が、昨今の状況を理由に交渉の継続が困難となる事態も考えられます。消滅時効の完成が迫っている案件では、2020年4月1日以後は、協議を行う旨の合意による時効の完成猶予の制度が利用できるようになりますので<sup>4</sup>、消滅時効の完成に近い紛争案件を抱えている場合は、この規定を活用して、相手方との合意をして協議を継続することが考えられます。

現在の状況が落ち着いたら、今回の経験を踏まえ、今後締結する契約条項を見直すことも必要と思われるかもしれません。今後締結する契約については、今回のような事情が発生することについて契約当事者が予想できなかったという抗弁が認められる可能性は低くなると考えられますので、予め今回のような事態を想定した契約条項を入れておく必要が高くなると考えられます。

### 3 訴訟手続

裁判所では、傍聴人の制限や大人数が集まることが予想される口頭弁論期日を取り消し、傍聴人のいない弁論準備手続や進行協議期日に切り替えるなどの措置が既に行われているものの、本日現在、裁判所の稼働状況自体には、裁判所関係者の甚大な努力と工夫により深刻な影響は及んでいないようです。もっとも、今後のコロナウィルス伝播の状況の悪化に伴う動向には注視する必要があります。2020年2月から、争点整理手続等に関し、裁判手続のIT化が導入され始めています<sup>5</sup>。裁判手続のIT化は、今回のような状況を想定して準備が進められていたものではありませんでしたが、いくつかの裁判所において、このシステムを使って今回の状況の中で手続を進める試みがされ始めています。一般に法曹の業界は保守的であり、新しい制度を導入しても定着するまでに時間がかかることが多かったといえますが、今回の件を契機にIT化された手続の有用性と必要性が認識され、関係者の意識が高まり、導入と活用に弾みが付くことが期待されます。今後、制度がさらに具体化されていく中で、今回の経験がその内容にも反映されていくことになるでしょう。また、民事事件について裁判官が自宅で執務するという意識はこれまで余りなかったと思われるかもしれませんが、今後は、一部の外国の裁判制度で見られるように、緊急案件に関しては、自宅の裁判官と電話でつないで各種の手続を行うといった柔軟な対応が検討されるということが出てくるかもしれません。

企業では、訴状や各種申立書の送達された場合、自宅勤務が進み限られた人員しか出社していないと、法的手続の開始を適切な担当者が認識する機会のないまま、法的手続が進んでしまうことも考えられます。特に緊急を要する事案の場合には、このような見落としが原因で問題を深刻化させてしまう事態も考えられます。郵便やファクシミリの取扱いをする部署の担当者に、裁判所から届いた書類など重要な郵便物やファクシミリについて、予めどのようなルートで法務部その他の適切な担当者に適時に回付されることになっているか、コミュニケーションのルートを再度点検しておく必要があります。

### 4 国際仲裁

国際仲裁は、仲裁人や各当事者の関係者が異なる国に所在していることから、国境を跨ぐ人の往来の制限による直接的な影

<sup>1</sup> 新民法 541 条、542 条。

<sup>2</sup> 改正附則 32 条。

<sup>3</sup> 民法 419 条 3 項(新法・旧法)。

<sup>4</sup> 新民法 151 条、改正附則 10 条 3 項。ただし、その適用範囲には留意を要する。

<sup>5</sup> 日弁連新聞第 545 号(<https://www.nichibenren.or.jp/document/newspaper/year/2019/545.html>)；山本和彦「民事裁判の IT 化 連載の解題を兼ねて」ジュリスト 1543 号 62 頁(2020 年 4 月号)。

響が大きい分野です。予定されていたヒアリングの延期が検討されている例も増えています。他方、新型コロナウイルスを巡る現在の混乱の収束の目処が不透明な中で、仲裁手続の当事者となっている企業の立場からすると、手続の延期に代わる方式がないかには関心が高いと思われます。

シンガポールの先進的な仲裁審問施設であるマックスウェル・チェンバーでは、Opus 2 という業者と提携して、ビデオシステムを使ったヒアリングが可能であることをアピールしています<sup>6</sup>。また、香港の仲裁機関である香港国際仲裁センター(HKIAC)も、同様に e-ヒアリングが可能であることをアピールしています<sup>7</sup>。海外の著名な仲裁人も、新型コロナウイルスの流行による困難な状況の中で、このような最新テクノロジーの利用によるヒアリングの実施を推奨しています<sup>8</sup>。ただし、多数の関係者が 1 箇所に集まることを前提とした方法には、現状では制約がありそうです。

当事者としては、従前のヒアリングの方式に代え、これらの代替的な手段に合意して良いかが問題となります。これらの新しい方法は、従前のヒアリングの方式に比べ不便な点もあります。例えば、お互いの音声が届くまでの多少の時間差の発生は避けられないと思われますし、世界各国の間で時差が存在する中で、世界中に所在する関係者全員が便宜な時間帯を見付けることも容易ではありません。仲裁人及び代理人が、証人の顔を見ながら尋問等を行うことのメリットの大きさも否定できません。別の場所にいる証人の傍に双方の代理人が立ち会えない場合に、証人に身振りや表情で証言内容を第三者が示唆するような不当なことが防止できるのかという問題もあります。証人にとっても、自分の近くに自分側の代理人弁護士がいないことによる心理的な負担は大きいと思われます。他方で、コミュニケーションツールに関するテクノロジーは日進月歩で想像以上に発展しており、手元の画面に証拠書類やチャットを表示するなど、従来のビデオ会議にはない便利な機能も存在しています。新型コロナウイルスの流行に伴う混乱の収束が不透明な中で、我々実務家も、こういったコミュニケーション技術を用いた法的手続を普通のものとして受け入れなければならない時期が到来しているようにも思われます。いずれにしても、現状を踏まえ、各紛争の性質や当事者の意向を考慮しながら、十分協議して満足のいく方法を見付け出す必要がありますが、何が最も全当事者の利益にかなうかの判断と合意は容易ではないことも多いと思われます。

新型コロナウイルスの流行がどのような紛争を惹起するかという点について、国際仲裁特有の種類の紛争としては、新型コロナウイルスの流行を阻止するための各種のビジネスへの制約が、他国の投資家の投資を制限するものとして、投資紛争協定仲裁を惹起することになるのではないかと指摘があります<sup>9</sup>。

なお、日本の新しい仲裁施設である日本国際紛争解決センター(東京)(JIDRC-Tokyo)は、今回の新型コロナウイルス流行の影響でセレモニーは延期されたものの、2020年3月30日に開業を迎えたことが報道されています<sup>10</sup>。

## 5 今後の見通し

新型コロナウイルスの流行とそれに伴うビジネス環境の破壊は、これまで予想できなかった新たな法律問題を惹起しています。我々日本の法律家は、2011年3月の東日本大震災の際にもこれに類似した混乱を経験しましたが、これだけの世界的な規模と期間にわたってこれほど深刻な影響が及ぶという事態は、近時にはなかったことです。この状況は各企業のビジネスに難しい問題を突きつけ、現場には多大な混乱を招くと思われそうですが、このように紛争発生リスクの高い状況であるからこそ、企業におけるインハウスローヤーには、日々の取引に関する重要な証拠は記録に残し、弁護士秘匿特権が失われることのないコミュニケーション・チャンネルを確保するなど、混乱したビジネスを冷静かつ適切にマネジメントすべき責任が課せられており、その役割に寄

<sup>6</sup> <https://www.maxwellchambers.com/2020/02/18/maxwell-chambers-offers-virtual-adr-hearing-solutions/>

<sup>7</sup> <https://www.hkiac.org/content/e-hearings-hkiac>

<sup>8</sup> Global Arbitration Review, March 27, 2020, 'Jones calls for sharing of virtual hearing know how'; Global Arbitration Review, March 27, 2020, Janet Walker, 'Virtual hearings - the new normal'; Global Arbitration Review, March 30, 2020, 'Kaplan: How we must adapt to COVID-19'

<sup>9</sup> Global Arbitration Review, March 26, 2020, Massimo Benedetteli, et al., 'Could COVID-19 emergency measures give rise to investment claims? First reflections from Italy'

<sup>10</sup> [http://news.tbs.co.jp/sp/newseye/tbs\\_newseye3943844.htm](http://news.tbs.co.jp/sp/newseye/tbs_newseye3943844.htm)

せられた期待は大きいと言えます。

以上



ひろなか あきひろ  
**弘中 聡浩**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[a\\_hironaka@jurists.co.jp](mailto:a_hironaka@jurists.co.jp)

1996年弁護士登録(2000年弁護士再登録)、2004年ニューヨーク州弁護士登録、1998-2000年横浜地方裁判所判事補。大型・複雑な民事訴訟、国際仲裁、製造物責任訴訟、租税訴訟、コンプライアンス関連案件等を主に担当。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020